

## 令和3年度夏季休業延長中の小学校における児童特別保育実施要項

- 1 目的 新型コロナウイルス感染症拡大防止の夏季休業延長の趣旨を踏まえつつ、医療従事者など現在の状況においても保護者が就労のため、児童の自宅待機が極めて困難な保護者に対する特別な支援のため。  
ただし、今後の新型コロナウイルスへの感染状況により、小学校における特別保育を中止することもあります。
- 2 期間 令和3年8月30日(月)～8月31日(火)の2日間
- 3 申し込み期間 令和3年8月25日(水) 8時30分～8月27日(金) 16:30
- 4 保育時間 午前8時30分～午後2時30分  
※学童保育を利用している児童は、学童保育の開始とともに小学校から移ります。
- 5 対象児童 医療従事者など現在の状況においても保護者の就労により、自宅での保育が極めて困難な小学1年生～6年生の児童
- 6 保育場所 小学校
- 7 支援員 小学校に勤務する教職員
- 8 保育内容 自主学习、読書等
- 9 持ち物 筆記用具・不織布マスク・ハンカチ・ティッシュ・お茶・弁当  
読書用の本や学習道具
- 10 申し込み方法
  - ①今回、児童特別保育を希望するすべての保護者の方は、小学校への申込が必要となります。
  - ②児童特別保育を希望する保護者の方は、「実施要項(本紙)」・「特別保育申込書」・「家庭環境調査」を紀の川市ホームページよりダウンロードするか、小学校または、紀の川市教育委員会教育総務課から直接入手してください。
  - ③「特別保育申込書」・「家庭環境調査」を小学校に提出してください。
  - ④提出された書類の内容を審査し、学校長が許可します。
  - ⑤許可された翌日から特別保育を開始します。
- 11 諸注意
  - 医療従事者など保護者や他の家族が就労等のため、児童の自宅待機が極めて困難な状況の場合のみ申し込んでください。
  - 夏季休業延長は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためであり、休業中は感染拡大防止に努めてください。
  - 家庭における感染症予防(人混みに行かない・手洗いなど)の対策は、十分におこなってください。
  - 1日二度の検温(起床時と就寝前)を行い、活動日誌に記入してください。
  - 登校の際には、感染症予防対策(不織布マスクの着用等)は、家庭の責任でおこなってください。
  - 発熱等の風邪の症状(内科的症状)が見られる場合は、登校させないでください。
  - 小学校の規則や指導に従うようご家庭でもご指導ください。
  - 上記の項目が守れない場合は、連絡いたしますので、保護者の責任で、迎えに来てください。
  - 緊急連絡に備えて、常に連絡が取れるようにしてください。また、体調不良等の場合は、すぐに迎えに来てください。
  - 小学校での特別保育に支障が見られた場合、お預かりすることはできません。
  - 登下校中や小学校内での感染症への感染については、保護者の責任とさせていただきます。
- 12 問い合わせ先  
各小学校、または、紀の川市教育委員会教育総務課 (0736-77-0846)